

議案第 4 号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成24年3月28日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会会議規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「25日」を「第3水曜日」に改め、「土曜日、日曜日又は」を削り、「平日(土曜日を除く。)」を「休日でない日」に改める。

第12条を次のように改める。

(会議の開閉)

第12条 会議の開会及び閉会は、委員長が行う。

第25条第2項中「採たく」を「採択」に、「委員会」を「会議」に、「決する」を「決定する」に改める。

第29条第1項中「全委員の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が認めたときは、次の次の回以降の会議において承認を得るものとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則案の概要の説明

部課名 総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 現在、教育委員会会議は毎月第3水曜日に開催することとしており、規則上の原則が実態に合わない状況が生じているため、規定を改める必要がある。
- (2) 会議録の承認の規定を、臨時会等により、次回の会議で会議録の承認を行うことが難しい場合がある実態にあわせて、規定を改める必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 会議の開催日を、毎月第3水曜日に改める。(第5条関係)
- (2) 会議の開閉を、委員長が行うこととして改める。(第12条関係)
- (3) 会議録の承認について、会議で承認を行うものとし、委員長が認めたときは次の次の回以降に承認を得ることができるものとするよう改める。(第29条関係)
- (4) この規則は、公布の日から施行する。(附則)

### 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

### 5 関係各課との調整状況

教育委員と調整済

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表)

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月第3水曜日に開催するものとする。ただし、その日が休日になるときは、その後日において最も近い<u>休日</u>に繰り下げる。</p> <p>(会議の閉会)</p> <p>第12条 会議の開会及び閉会は、委員長が行う。</p> <p>(請願、陳情)</p> <p>第25条 請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可を得て、会議において事情を述べることができる。</p> <p>2 請願又は陳情を採択すべきか否かは、<u>会議</u>において決定する。</p> <p>(会議録の承認)</p> <p>第29条 会議録は、次回の会議において承認を得なければならない。ただし、委員長が認めるときは、次の回の以降の会議において承認を得るものとする。</p>	<p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月25日に開催するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日になるときは、その後日において最も近い<u>平日</u>（土曜日を除く。）に繰り下げる。</p> <p>(開議)</p> <p>第12条 会議は午前10時に開き、午後4時に閉ずるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(請願、陳情)</p> <p>第25条 請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可を得て、会議において事情を述べることができる。</p> <p>2 請願又は陳情を採たくすべきか否かは、<u>委員会</u>において決する。</p> <p>(会議録の承認)</p> <p>第29条 会議録は、次回の会議において<u>全委員の承認</u>を得なければならない。</p>